

百道浜校区の防災について

1. 百道浜校区防災対策推進協議会（防災協）について

防災協は竹内会長（自治協会長）、山田副会長（公民館長）、酒井副会長（百道浜小学校長）、中川副会長、及び各自治会から選出された防災委員で構成されています。

①防災協の役割

- i) 校区の災害（地震、水害等）に対する安全、安心を担保するための対策について
早良区役所との連携
- ii) 避難所が開設された場合の運営
- iii) 校区の要支援者対応
- iv) 校区の備品チェック、確保
- v) その他、校区のルール、ガイドラインの作成

②防災委員の役割

- i) 共助活動（避難所運営等）への参画
- ii) 校区防災訓練の企画と実施
- iii) 所属する自治会と防災協との連絡調整

2. 百道浜校区災害発災時の対応について

百道浜校区の住居は4丁目戸建て地区を除き高層ビルの共同住宅が主だった住居となっています。下記の防災マニュアル（案）は、集中豪雨に代表される大規模水害と大規模地震の発生を想定しています。

本校区の避難については、基本的に自宅待機としています。しかしながら戸建て地区もあり、高潮や河川氾濫による水害、また、共同住宅においても大規模停電等の発生により、通常の生活を営むことが困難な世帯が発生する恐れも十分考えられます。さらに高齢者の孤立等、生活の維持が難しいことなども考えられます。

そこで災害が発生し、避難の必要、あるいは避難の要望が発生した場合には避難所を開設する必要があります。地域の防災委員の災害発生時の役割は、避難所開設と運営です。本マニュアル（案）は、その避難所開設と運営のルールを記すものです。

百道浜校区災害発生時マニュアル（案）

1. 避難所の場所

- ①百道浜小学校 福岡市早良区百道浜 4 丁目 24 番 1 号
- ②百道浜公民館 福岡市早良区百道浜 3 丁目 6 番 24 号

2. 避難所開設の判断

- ①福岡市の避難指示が出た場合
震度 5 強以上、その他風水害レベル 4 以上
- ②避難指示が出ていない場合
校区住民が避難所への避難を希望する場合

3. 開設の仕方

※ 避難所である小学校や公民館が開いているときは、小学校長や公民館長へ避難の希望を伝え、避難所を開設してもらう。

- ①福岡市の避難指示が出た場合
避難所である公民館や小学校が閉じている時は、早良区役所の職員が自治協会長あるいは公民館長、小学校長へ連絡し公民館又は小学校の鍵を開け開設する。連絡がつかない場合は早良区役所の職員が直接公民館、小学校の鍵を開けて開設する。
- ②避難指示が出ていない場合
避難所である公民館や小学校が閉じている時は、避難希望者は、自治協会長（防災協会長）あるいは公民館長、小学校長へ連絡し、公民館、小学校の鍵を開けてもらい開設する。自治協会長、公民館長、小学校長へ連絡がつかない場合は、公民館エントランス脇に貼ってある早良区役所防災（092-833-4304）に連絡し、公民館の鍵を開けてもらい開設する。

4. 運営について

- ①福岡市の避難指示が出た場合
防災委員は、自らの家族の安全を確保したうえで公民館もしくは指定された場所へ来て、避難所の運営に当たる。
- ②避難指示が出ていない場合
避難希望者が出た場合、防災協より協力要請を受けた防災委員は、自らの家族の安全を確保したうえで公民館もしくは指定された場所へ来て、避難所の運営に当たる。

5. 運営細則

①公民館

i) 防災倉庫収容物

ハンドマイク	1個
ヘルメット	3個
圧縮保管袋	100枚
簡易トイレ(20枚入り)	8袋
エアーマット(70×180×5)	7個
普通毛布(90×200)	15枚
薄い毛布(140×200)	3枚
会場区分け用パネル	12枚

ii) 避難者のケア

講堂に避難者を案内し、防災倉庫から必要なものを取り出し避難者へ配付
状況を一定時間経過毎に防災協会長(自治協会長)並びに公民館館長へ報告(概ね
2時間毎 但し、状況に変化が生じた場合はその都度報告する)
防災協会長(自治協会長)及び公民館長は状況が変わり、公共の支援が必要と判断
した場合は、早良区役所への説明と応援を依頼する。

iii) 区役所との連絡調整

避難者に関して不足するものや要望を聞き取り、早良区役所の担当者へ取り次ぐ
また、区役所からの連絡を防災協会長(自治協会長)、公民館長へ伝え指示を仰ぐ。

②小学校

i) 防災倉庫収容物

カセットガス発電機	1台
投光器	1台
カセットコンロ	2台
マルチルーム	2張
ランタン	2個
懐中電灯	1個
段ボール間仕切り	10台
ブルーシート	3枚
トラロープ(50m)	3巻
コードリール	1台
カセットガス	15本
コンテナボックス	1台

ii) 避難者のケア

体育館に避難者を案内し、防災倉庫から必要なものを取り出し避難者へ配付

(小学校を開ける場合は原則公民館長あるいは自治協会長が小学校の鍵を持っているので、鍵を使用して開ける。自治協会長、公民館長へ連絡がつかない場合は、公民館または小学校の窓ガラスを割って入り、鍵袋の中から体育館と防災倉庫の鍵を取り出す。)

避難者が多数の場合は教室を用途別に割り振って、収容する。

- ・負傷者を収容する教室
- ・乳幼児を持つ母子を収容する教室
- ・高齢者あるいは身障者を収容する教室
- ・ペットを連れてきた人を収容する教室 等々

教室分けをした場合は紙に書いて避難所運営スタッフに周知徹底する。

人数、措置等行った所作について、定期的（1時間目安）に防災協会長、副会長へ報告する。

iii) 区役所との連絡調整

避難者に関して不足するものや要望を聞き取り早良区役所の担当者へ取り次ぐ

また、区役所からの連絡を防災協会長（自治協会長）、公民館長へ伝え指示を仰ぐ。

6. その他

各所属自治会の状況を防災協へ連絡・報告してください。

連絡先

・防災協

自治協会長

公民館長

・早良区役所代表

092-841-2131

・早良区役所防災

092-833-4303 (自主避難の相談)

・百道浜公民館

092-845-5859

・百道浜小学校

092-845-7750